

香芝市老人クラブの補助金の手引き
令和5年11月 VOL.5



香芝市 健康部 介護福祉課

目次

老人クラブの活動助成金について	1
老人クラブ助成事業費補助金の申請の流れについて	1
事業計画書見本	2
事業計画書	3
実績報告書及び出納簿見本	4
実績報告書及び出納簿	5～6
老人クラブの活動の例	7
補助金の対象経費	8～10
補助金対象外経費	10
よくあるご質問	11～13

～老人クラブ会員の皆様へ～

日頃より各クラブ会員の皆さまには、香芝市の高齢者福祉行政にご理解・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。各老人クラブ活動へのご尽力に敬意を表すとともに、今後も更なるご活躍を期待しております。

クラブ運営にあたり、会計処理や活動内容など何か困ったことがございましたらご相談ください。

今後ともよろしく申し上げます。



1.老人クラブの活動補助金について

老人クラブ活動補助金とは、地域を基盤とする高齢者の組織である老人クラブが実施する教養活動、健康増進のための活動、地域社会との交流活動等、高齢者自らの生きがいや健康づくりを進め、豊かなものとする各種活動に対して、香芝市が老人クラブに補助するものであり、高齢者の積極的なスポーツ・文化活動の促進に役立っております。

2.老人クラブ助成事業費補助金の申請の流れについて

補助金は、ふたかみクラブ連合会事務局から各老人クラブに支給されますが、補助金支給にあたり、各老人クラブから事業計画書の作成・補助金の事業実績報告を必要とします。

以下は、申請から補助金支給、事業実績報告及び精算までの流れとなります。

申請の流れ

4月上旬 各老人クラブから香芝市ふたかみクラブ連合会を通じて、市に事業計画書を提出



6月上旬 市から香芝市ふたかみクラブ連合会へ決定通知書を送付し、連合会の指定口座に入金
香芝市ふたかみクラブ連合会事務局から各老人クラブへ補助金を支給



3月中旬 事業の実績報告を香芝市ふたかみクラブ連合会に提出



補助金に対して余ったお金がない場合は、精算完了
補助金に対して余ったお金がある場合は、市から納付書を送付・振り込みで精算完了

★ 老人クラブの補助金の精算方法について、一旦、概算の金額で補助金を受領してから、年度末（翌年3月）に実際の補助対象経費を報告し、精算していきます。
なお、精算時に活動経費が、補助金額を上回っていれば補助金の返還はありません（追加交付もありません。）が、下回っていた場合、その差額を市へ返還することになります。
どんな活動をしたいのか、クラブの皆さんで話し合い、活動計画や予算立てを行い、老人クラブ活動のために、正しく補助金を活用しましょう。

令和5年度事業計画書（見本）
（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

単位老人クラブ名	カッシー寿会		
補助金の交付を受けて行う事業	活動の種類	年間の必要経費	説明（明細）
	①健康増進活動	10,000円	ゲートボール大会会場費（5,000円） 優勝賞品（トロフィー3,000円） 会場までの交通費（2,000円）
	②教養講座等の開催	10,000円	カラオケ大会会場費・機器レンタル代 （会場費7,000円・レンタル代3,000円）
	③学習活動 研修活動	30,000円	研修活動にあたる現地までの交通費 （バスチャーター代30,000円）
	④友愛訪問活動	10,000円	プレゼント材料費（7,000円） 訪問ガソリン費（3,000円）
	⑤伝統活動 世代交流	0円	
	⑥地域見守り活動 作業美化活動	10,000円	旗・ジャンパー・帽子購入費 （1,000円×1本・ジャンパー800円×10枚・帽子200円×5個）
	⑦その他	0円	
	合計	70,000円	

活動番号	活 動 例
①健康増進活動	グラウンドゴルフ、ゲートボール、健康体操等の活動
②教養講座等の開催	囲碁、将棋、カラオケ等の趣味に関する活動（スポーツ関係は除く。）
③学習活動 研修活動	知識向上のための研修活動
④友愛訪問活動	独居高齢者等への一声活動
⑤伝統活動 世代交流	文化・伝統活動・民芸・手工業・郷土史の伝承
⑥地域見守り活動 作業美化活動	児童の登下校時の交通活動・地域の清掃、美化、緑化
⑦その他	役員会開催にあたる会場代・消耗品

※年間の必要経費の合計額が、市から交付する単位老人クラブへの補助金を下回る場合は、その差額を返還する必要があります。

※上記の活動例に記載がない活動で補助金対象が不明な場合は介護福祉課にご相談ください。

令和 年度事業計画書
(令和 年 月 日～令和 年 月 日)

単位老人クラブ名			
補助金の交付を受けて行う事業	活動の種類	年間の必要経費	説明(明細)
	①健康増進活動	円	
	②教養講座等の開催	円	
	③学習活動 研修活動	円	
	④友愛訪問活動	円	
	⑤伝統活動 世代交流	円	
	⑥地域見守り活動 作業美化活動	円	
	⑦その他	円	
	合計	円	

活動番号	活 動 例
①健康増進活動	グラウンドゴルフ、ゲートボール、健康体操等の活動
②教養講座等の開催	囲碁、将棋、カラオケ等の趣味に関する活動(スポーツ関係は除く。)
③学習活動 研修活動	知識向上のための研修活動
④友愛訪問活動	独居高齢者等への一声活動
⑤伝統活動 世代交流	文化・伝統活動・民芸・手工業・郷土史の伝承
⑥地域見守り活動 作業美化活動	児童の登下校時の交通活動・地域の清掃、美化、緑化
⑦その他	役員会開催にあたる会場代・消耗品

※年間の必要経費の合計額が、市から交付する単位老人クラブへの補助金を下回る場合は、その差額を返還する必要があります。

※上記の活動例に記載がない活動で補助金対象か不明な場合は介護福祉課にご相談ください。

日付	事業名	支出内容	支出金額	残高(市補助金残高)	備考
6月10日	令和5年度市補助金			78,000	
8月10日	クラブゲートボール大会	講師報償費	10,000	68,000	ゲートボール技術向上のための講師派遣料
8月10日	クラブゲートボール大会	施設レンタル代	7,000	61,000	ゲートボール場レンタル代
8月10日	クラブゲートボール大会	大会会場までのガソリン代(往復)	210	60,790	往復16km 210円 自宅(本町)から〇〇市(△△△会場)
9月25日	手芸部工作活動	材料費購入	6,820	53,970	手芸活動のための材料購入費
9月30日	敬老カラオケ大会	カラオケ機器レンタル代	12,000	41,970	カラオケ大会の機器レンタル代
10月12日	絵画力向上のための研修活動	交通費	22,000	19,970	研修活動にあたる交通費
10月15日	クラブ人数向上のための定例会	会場費代	14,000	5,970	会場費代
11月24日	友愛活動	手作り品材料代	6,600	△630	友愛活動手作り品作成のための材料費
合計			78,630		

活動番号	活 動 例
①健康増進活動	グラウンドゴルフ、ゲートボール、健康体操等の活動
②教養講座等の開催	囲碁、将棋、カラオケ等の趣味に関する活動(スポーツ関係は除く。)
③学習活動 研修活動	知識向上のための研修活動
④友愛訪問活動	独居高齢者等への一声活動
⑤伝継活動 世代交流	文化・伝統活動・民芸・手工業・郷土史の伝承
⑥地域見守り活動 作業美化活動	児童の登下校時の交通活動・地域の清掃、美化、緑化
⑦その他	役員会開催にあたる会場代・消耗品

活動番号	活 動 例
①健康増進活動	グラウンドゴルフ、ゲートボール、健康体操等の活動
②教養講座等の開催	囲碁、将棋、カラオケ等の趣味に関する活動（スポーツ関係は除く。）
③学習活動 研修活動	知識向上のための研修活動
④友愛訪問活動	独居高齢者等への一声活動
⑤伝継活動 世代交流	文化・伝統活動・民芸・手工業・郷土史の伝承
⑥地域見守り活動 作業美化活動	児童の登下校時の交通活動・地域の清掃、美化、緑化
⑦その他	役員会開催にあたる会場代・消耗品

※年間の必要経費の合計額が、市から交付する単位老人クラブへの補助金を下回る場合は、その差額を返還する必要があります。

※上記の活動例に記載がない活動で、補助金対象か不明な場合は、介護福祉課にご相談ください。

3.老人クラブの活動の例

老人クラブ活動	番号	活動の種類	活動例
生活を豊かにする活動	①	健康増進活動 シニア・スポーツ	スポーツ活動 〔 歩こう会・パークゴルフ ゲートボールなど 〕 大会の開催・参加 体操教室
	②	趣味・文化・レクリエーション	趣味活動 〔 俳句・手芸・カラオケ 絵画囲碁等の実施 〕
	③	学習活動・研修活動	工場や美術館、博物館見学 講演会・研修会・学習講座の開催
地域を豊かにする社会活動	④	友愛訪問・ボランティア活動	・友愛訪問、友愛活動 ・交通安全 ・防犯パトロール
	⑤	伝承活動 世代交流	・文化や伝統活動、民芸 手工業、郷土史の伝承 ・世代間交流活動等
	⑥	作業・生産・環境美化	・清掃美化活動 ・植栽活動
	⑦	その他	・広報誌の発行等

4 補助金の対象経費

活動例は前述の通りですが、活動内でも補助金の対象になるものとならないものがあります。

活動ごとに「補助金の対象になる経費」「補助金の対象とならない経費」の科目に記載しておりますので、ご参考の上、補助金をご使用ください。

★生活を豊かにする楽しい活動

①スポーツ大会・スポーツ教室を計画して、実施した場合

会場代（使用料）	○
会場までの交通費（電車・燃料費等）（QA 参照）	○
保険料（役務費）	○
優勝賞品（需用費）	○※
講師の謝礼（報償費）	○
食事費・飲み物・お菓子代	×※
全員に配布する記念品	×

※優勝賞品等の形に残るもので、開催した大会の記念品と分かるものは補助金の対象となります。（個人の利益に資するもの《日用品や消耗品など》は補助金の対象とはなりません）。

※食事費・飲み物代は補助金の対象外となります。ただし、スポーツ競技参加者等への健康に留意しての飲料に関しては補助金の対象となります。

②文化大会・カラオケ大会を開催した場合

会場代（使用料）	○
大会で使用する機器のレンタル代	○
食事費・飲み物・お菓子代・弁当代	×
全員に配布する記念品	×※

※全員に配布する記念品は、補助金の対象外となります。あくまでも優勝賞品や表彰状などの活動で特定の実績を残したものを表彰するものが補助金の対象となります。

③学習活動・研修活動を企画して、視察を行った場合

学習活動に必要な需用費（筆記用具等）	○
交通費（QA 参照）	○
入場料・記念品購入	×
食事費・飲み物・お菓子代・弁当代	×

※学習活動・研修活動を行った場合は、活動資料を実績報告書と一緒にご提出ください。

★地域を豊かにする社会活動

④友愛訪問・ボランティア活動・社会奉仕活動

閉じこもり防止のための訪問・集いの場を企画・登下校等の見守り

会場代（使用料）	○
訪問時に手作りの品をプレゼントする材料費	○
広告のための掲示物作成	○
登下校見守りに必要な物品（旗・被服・帽子等）	○
訪問・集いの場等の茶菓子	×

⑤伝承活動・世代交流

文化活動の継承や世代交流を行う事業

資料作成費や材料費	○
会場代（使用料）	○
飲み物・お菓子代	×

⑥作業・生産・環境美化・リサイクル

植栽活動や清掃活動等を行った場合

植栽の花・植栽等に必要な物品（スコップ・被服・プランター・ゴミ袋等）	○
飲み物・お菓子代	×※
自宅等の植栽活動	×

※植栽活動や清掃活動等参加者に対して提供する茶菓に関しては、補助金の対象となります。

⑦その他

役員会・定例会・企画会等の会議を行った場合

会場代（使用料）	○
資料準備代（印刷費・コピー用紙等）	○
役員会開催にあたる役員の交通費	○（※）
役員報酬・役員手当	×（※）
弁当代・飲み物代	×

※実費相当額となります。詳しくは「よくある質問」をご確認ください。

※役員報酬・役員手当などは、活動補助金の対象とすることはできません。

補助対象経費の科目と対象となる経費

科目	補助金対象となる経費
報償費	講習会、研修会などの講師（クラブ会員を除きます）、協力者への謝礼(協力者の食糧費や交通費も含む)
旅費	講師等交通費、視察等に要する交通費等
需用費	事業に直接必要とされる品、事業実施に係る印刷製本費、材料費、文具等購入費、事業実施に係る燃料費及び光熱水費等
役務費	通信運搬費(切手・はがき等)、保険料（スポーツ大会等で老人クラブごとに入る保険）
使用料及び賃借料	施設使用料、施設冷暖房使用料、車両借上料、機材レンタル料等
備品購入費	事業に必要な備品（購入前にご相談ください。）
委託料	車両運行委託料

★補助金対象外経費 ※次の費用は補助金の対象になりません。

- 娯楽事業（親睦会や親睦旅行、忘年会、新年会、慰労会、誕生日会、花見等）やそれらに供する旅費や飲食費
 - 講師への謝礼目的以外での個人及び団体に対する現金や商品券など金券の贈与
 - 慶弔費
 - 領収書やレシートがない費用（ただし、講師の謝礼などレシート・領収書が出ない場合、実績報告及び出納簿に明細を記入すれば経費として認められます。ただし、領収書やレシートが出た会計に関しては必ず保管をお願いします。）
 - ビール等の酒類やタバコ類
 - 宗教儀礼的要素のもの（玉串料、布施等）
 - 募金、寄付、祝儀、敬老祝品、お祝い金又は協賛金
 - 本人負担とすることが適当であるもの（施設入場料、各種保険料、参加費など）
 - 個人の利益となるような物品等にかかる経費（記念品・土産物等・ビンゴ景品・誕生日プレゼント・会欠席者への粗品等）
- ※ただし、スポーツ大会での結果を表彰するトロフィー・環境美化活動等の参加者への飲料及び料理教室の食材費等は除く
- その他単に遊戯費と考えられるもの
 - 実施主体が単位老人クラブ、地区老人クラブ連合会、市・県・全国老人クラブ連合会以外に係る経費（ただし、外部団体が主催する大会等に出席・出場するための旅費等必要経費はこれに含まず、補助対象経費とします。）

～よくあるご質問～

Q1) スポーツ大会、文化大会等での入賞賞品はどういったものが対象となりますか。

A1) 形に残り、該当大会の記念品とわかるものは補助金の対象（トロフィーや賞状）となります。しかし、参加した全員がもらえる記念品等や優勝賞品に果物等の消耗品は補助金対象外となります。

Q2) 研修会や見学会を行うにあたり利用した交通費等は補助金の対象となりますか。

A2) 補助金の対象となります。ただし、旅行のみの交通費は、補助金対象外となります。なお、研修会や見学会を行った場合、活動資料を実績報告書と一緒にご提出ください。

Q3) 研修会や見学会を開催し、他にクラブ内の娯楽事業（観光・旅行）をした場合、補助金の対象となる部分はありますか。

A3) 娯楽事業は補助金対象外となりますが、研修会や見学会を主とした活動の場合、交通費等は補助金の対象となります。なお、研修会や見学会を行った場合、活動資料を実績報告書と一緒にご提出ください。

Q4) クラブ会員が亡くなった場合の香典や供花は補助金の対象となりますか。

A4) 補助金対象外となります。

Q5) クラブの役員報酬に補助金を充てる事はできますか。

A5) 役員等の報酬は、補助金対象外経費となります。

Q6) クラブ活動として料理教室や、炊き出しなどの活動を行った際の材料費などは補助金を使用することができますか。

A6) 地域交流活動や友愛事業などの炊き出しなどの材料については、材料費の一部として計上することができますので、補助金の対象となります。

Q7) 美化活動やスポーツ活動の際にお茶などを自動販売機などで購入し、領収書がもらえない場合はどうすればよいですか。

A7) 実績報告書及び出納簿に明細を記入し、実績報告時にご提出ください。

Q8) 地域活動やスポーツ活動の取り組み終了後、お弁当を食べた費用は補助金の対象となりますか。

A8) お弁当などの食事代については、補助金の対象となりません。

Q9) クラブ会員の誕生日などのお祝いをするにあたって、補助金を使うことができる部分はありますか。

A9) 誕生日会や懇親会などの親睦を目的とする行事の費用に関しては、補助金を対象とすることはできません。

Q10) クラブTシャツなどを作成した際に補助金を対象とすることはできますか。

A10) 会員が地域見守り活動など地域福祉活動で着用するシャツは補助金の対象となります。しかし、記念としてのシャツなどは活動補助金の対象とはなりません。

Q11) クラブの活動補助金を募金等に利用することはできますか。

A11) 募金や寄付金を行うことに活動費を利用することはできません。

Q12) 今年度もらった補助金を使い切ることができなかつたのですが、来年度に繰り越すことができますか。

A12) 来年度に繰り越すことはできません。もし補助金を使い切ることができない場合は、実績報告後に市が発行する納付書で余った補助金を返還していただくことになります。

Q13) 各クラブで保管している領収書は何年間保存すればいいですか。

A13) 5年間領収書を保存してください。

Q14) カラオケ器具を各クラブで所持しており、毎年楽曲情報利用料を支払っているのですが、これを活動費に充てることができますか。

A14) 年度内にカラオケ活動を行っており、補助金報告の際にカラオケ活動を行っていた場合に限り、活動費に充てることができます。

Q15) 車など(ガソリン代)の合理的な出発点とはどのようなものですか。
A15) 外出し、用事がすんだ後に外出先を出発点とする場合などが想定されます。ただし、自宅から目的地までの距離より外出先から目的地に行く距離の方が短い場合は、距離が短い方を適用します。

Q16) 活動するにあたり、個人の車を利用し、目的地まで利用した場合は交通費に計上することができますか。
A16) クラブ単位の学習活動にあたって個人の車を乗り合わせた場合、移動費(交通費)は補助金の対象としますが、趣味のゴルフ活動などの移動費などは補助金の対象とはなりません。
なお、自動車で移動された際の移動費に関しては、目的地までの距離に応じた燃料費(ガソリン代)を補助金対象とします。
※別表(ガソリン代)をご参照ください。

Q17) 交通費について、目的地を経由して次の目的地に行く場合の計算はどのようにしたらいいですか。
A17) 交通費の片道の距離計算は1日の合計距離としてください。例えばA地点~B地点は5km、B地点~C地点は7kmの場合の交通費距離は12kmとなります。

Q18) 交通費を複数人が請求する時、出納簿にどのようにつけたらいいですか。
A18) 自宅(磯壁)~A大会会場(往復10km以上20km未満5名)と出納簿の備考欄に記入し、 $210 \text{円} \times 5 \text{名} = 1,050 \text{円}$ を支出額に記入してください。件数が多い場合、交通費専用出納簿を作成すると管理しやすいと思われます。

【使える経費・使えない経費】

(P8～P9 の活動に関する経費。道具などは老人クラブで所有する場合に限ります。個人で所有する場合は対象外となります。)

経費	補助対象可否	項目
活動交通費	○	会場（会議や活動場所）までの実費相当分 公共交通機関（電車、バス、デマンド交通） 車のガソリン代（別表参照）
講師等謝礼（報償費）	○	教室（体操、手芸、歌、楽器など）を開催した 時の講師謝礼 （ただし、老人クラブの会員が講師になった場 合の謝礼は×）
道具の購入（消耗品関係）	○	筆記用具、インク代、コピー用紙、軍手、バケ ツ、スコップ、ゴミ袋、など
活動備品	○	各種クラブ活動の備品 （パークゴルフのクラブやボール、交通安全の 旗、将棋盤、囲碁盤、駒、清掃活動で使う道具、 作業服など）
備品修繕費	○	
教材費	○	カラオケ楽曲提供代、体操 DVD、料理教室の食 材費、友愛訪問材料費、各種教養活動の参考本 など
研修活動	○	研修場所までの交通費のみ
通信費	○	切手代、FAX 代など
賃借料	○	カラオケ機器のレンタル、大会等で使う機器の レンタル代、車両借り上げ料
使用料	○	会場代（公民館使用料、パークゴルフやスポー ツ活動で利用するコート代など）、施設の冷暖 房使用料
印刷代	○	広報誌、活動チラシなどの印刷
活動事故などのための保険 料	○	スポーツ大会等で老人クラブごとにはいる保 険（個人で入る保険は×）
講師への弁当代	○	1,000 円程度（ただし、会員以外の講師に限り ます。）
記念品	×	トロフィーや賞状は○

弁当・アルコール（酒）・軽食	×	
飲料	×	スポーツ活動で健康に留意した水分補給の飲料は○
茶菓	×	清掃活動の参加者への茶菓は○
役員手当	×	
宿泊費	×	
ふたかみクラブ連合会会費	×	
商品券・金券	×	
慶弔費	×	
募金	×	
使途不明金	×	領収書やレシートがないもの（ただし、電車代などもともと領収書等がでない対象経費は出納簿につけることで○）
娯楽事業	×	親睦会、親睦旅行、忘年会、新年会、慰労会、誕生日会、花見など
参加費	×	活動事業等の参加費
本人負担とすべき経費	×	施設入場料（美術館、史跡、博物館、植物園）
個人の利益となる経費	×	土産物等、ビンゴ景品、誕生日プレゼント、粗品など

※経費については参考として例示しています。上記以外にも使える経費・使えない経費がでてくると思われますので、疑義が生じた場合は介護福祉課までご相談ください。

別表【車等のガソリン代】

距離(往復)	日額
10キロメートル未満	100円
10キロメートル以上20キロメートル未満	210円
20キロメートル以上30キロメートル未満	355円
30キロメートル以上40キロメートル未満	500円
40キロメートル以上50キロメートル未満	645円
50キロメートル以上60キロメートル未満	790円
60キロメートル以上70キロメートル未満	935円
70キロメートル以上80キロメートル未満	1,080円
80キロメートル以上	1,200円

※実費相当分（実際の距離）となっていますので、一般的にみて合理的な出発点としてください。（よくあるご質問参照）

お問い合わせ先

〒639-0251

香芝市逢坂一丁目374番地1

香芝市総合福祉センター内

香芝市役所 介護福祉課

TEL: 0745-79-7521